

入 札 説 明 書

中部地方整備局愛知国道事務所の平成２２年度 単価契約愛知国道管内積算技術業務に係る入札公告(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．公告日 平成２２年１１月２２日

２．契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局 愛知国道事務所長 岡田 武久

愛知県名古屋市千種区池下町２－６２

３．業務概要

(１) 業 務 名 平成２２年度 単価契約愛知国道管内積算技術業務（電子入札対象案件）

(２) 業務目的 本業務は愛知国道事務所より発注される工事の設計書を作成するにあたり、工事発注用図面、数量総括表（数量計算書）の取りまとめを行い、積算資料、積算データ等の作成支援することにより、当該事務所における工事発注を円滑に行う事を目的とする。

(３) 業務の内容

①積算に必要な現地調査

②工事及び業務発注図面及び数量総括表（数量計算書）

③積算資料作成

④積算システムへの積算データ入力（データリスト作成）

(４) 本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

①ミスを防止するための方策

②業務量が集中する時期における履行体制の確保

(５) 履行期間 契約締結の翌日から平成２３年３月３１日を予定している。

(６) 主たる部分

本業務における「主たる部分」は発注者支援業務共通仕様書第１０１６条第１項に示すとおりとする。

(７) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(８) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

・業務実施報告書 １式

・打合せ資料 １式

(９) 本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評

価落札方式で実施するものである。また、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 85 条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格が 2,000 万円を越える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

- (10) 本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）の資料提出及び入札を電子入札システム等で行うものとする。ただし、以下の点に留意すること。

電子入札システムで利用できる I C カードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者の I C カードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：国土交通省中部地方整備局 愛知国道事務所 経理課

〒 464-0066 愛知県名古屋市千種区池下町 2－6 2

TEL 0 5 2－7 6 1－1 1 9 2 FAX 0 5 2－7 6 1－1 2 6 6

まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

- (11) 本業務の入札方式は、作業項目のうち、最も総額（単価×予定数量）の大きいものの単価（以下「基準単価」という。）をもって入札するものとする。他の作業項目単価は、基準単価を 1 0 0 として基準単価に対する比例単価方式により決定し、円未満を切り捨てるものとする。この単価に 1 0 0 分の 5 を加算した金額を契約単価とする。（円未満は端数処理しないものとする。）
- (12) 本業務の契約書(案)、特記仕様書(案)は別冊のとおりである。
- (13) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の対象業務である。

- (14) 担当部局

〒 4 6 4－0 0 6 6 愛知県名古屋市千種区池下町 2－6 2

国土交通省中部地方整備局 愛知国道事務所

①契約関係

経理課 契約係

電 話：0 5 2－7 6 1－1 1 9 2

F A X：0 5 2－7 6 1－1 2 6 6

E-mail：keiaikok@cbr.mlit.go.jp

②技術関係

工務課

電 話：0 5 2－7 6 1－1 1 9 5

F A X：0 5 2－7 6 1－5 8 9 5

4. 競争参加資格

4-1. 基本的要件

入札参加希望者は、次の（１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は（２）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

（１）単体企業

- ①予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ②中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成 21・22 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 親会社と子会社の関係にある場合

イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ. については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 設計共同体

- (1) ①から⑤に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、
「競争参加者の資格に関する公示」(平成22年11月22日付け中部地方整備局長)に示すところにより、中部地方整備局長から平成22年度 単価契約愛知国道管内積算技術業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている又は申請中のものであること。

なお、設計共同体として参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

4-2. 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

- ・本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
- ・発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。
- ・資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。

①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

②一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(2) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、中部地方整備局管内に業務拠点(予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(3) 業務実績に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、平成12年度以降に完了した以下に示す業務において、1件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社等(注3)公益法人(注4)、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)が発注した発注者支援業務、公物管理業務(河川又は道路)、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務(河川又は道路)、調査検討・計画策定業務(河川又は道路)、管理施設調査・運用・点検業務(河川又は道路)、測量業務、地質調査業務。

注 1) 特殊法人等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構とする。(日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人含む)

注 2) 地方公共団体とは、地方自治法第 1 条の 3 に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団)とする。

注 3) 地方公社等とは、地方道路公社法に基づく「道路公社」、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」とする。

注 4) 公益法人等は、次のものをいう。

一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人とする。

二 旧民法第 34 条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成 20 年 12 月 1 日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人(特例社団法人又は特例財団法人)

注 5) 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

4-3. 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有する者

- ・技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)
- ・一級土木施工管理技士

- ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者の資格を有する者
- ・「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者（土木）Ⅰ種又はⅡ種又は（社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又はその他これに準ずると発注者が認める者（※１）
- ・ＲＣＣＭ（シビルコンサルティングマネージャー）またはＲＣＣＭと同等の能力を有する者（※２）（技術士部門と同様の部門に限る）

※１「その他これに準ずるものと発注者が認める者」とは以下のとおり

- ・「公共工事の品質確保の促進に関する北海道連絡協議会」が認定した発注者支援業務技術者Ⅰ又はⅡ
- ・「東北地方公共工事品質確保促進協議会会長」が認定した支援管理技術者Ⅰ又はⅡ
- ・「関東地方整備局長」が委嘱した公共工事品質確保確保技術者
- ・「公共工事の発注者責任協議会会長」が認定した支援技術者Ⅰ種又はⅡ種
- ・「近畿地方公共工事品質確保推進協議会」が認定した支援管理技術者Ⅰ又はⅡ
- ・「中国地方整備局長」が認定した公共工事発注者支援技術者Ⅰ種又はⅡ種
- ・「四国地方公共工事品質確保推進協議会」が認定した支援技術者Ⅰ種又はⅡ種
- ・九州地方における「公共工事品質確保技術者資格認定委員会委員長」が認定したⅠ種公共工事品質確保技術者又はⅡ種公共工事品質確保技術者
- ・「沖縄地方公共工事品質確保等推進協議会」が認定したⅠ種支援技術者又はⅡ種支援技術者

※２「ＲＣＣＭと同等の能力を有する者」とは、ＲＣＣＭ試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

※ 外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、競争参加資格確認申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

（２）予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

予定管理技術者は、平成１２年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務にお

いて、1 件以上の実績を有すること。

業務実績には、元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向、又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務

類似：以下のいずれかの実績

- ・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務
- ・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（道路）、CM 業務、P F I 事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務（道路）の概略設計・予備設計・詳細設計、土木工事の監理技術者

（３）手持ち業務量

① 平成 22 年 1 1 月 22 日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者であること。

ただし、平成 22 年 1 1 月 22 日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が 2 億円未満かつ手持ち業務の件数が 5 件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が 500 万円以上の業務をいう。

② 本業務の履行期間中は当該配置管理技術者の手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の 1) から 4) までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 過去 4 年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去 4 年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 75 点以上である者
- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

③ 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定管理技術者とは別に、以下の 1) から 4) までのすべての要件を満たす担当技術者を 1 名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実

績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- 1) 配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業務における管理技術者としての経験を有し、過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が75点以上である者
- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

4-4. 競争参加資格確認申請書に対する要件

(1) 技術提案書の記載内容

競争参加資格確認申請書に添付する技術提案書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

5. 競争参加資格確認申請書の提出等

- (1) 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- (2) 入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書等を提出すること。

提出方法は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに「申請書」（様式1）及び「資料」（様式2～7）、技術提案書フィールドに「技術提案書」（様式8～11）をそれぞれ添付し提出すること。

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・一太郎 2007 以下
- ・Microsoft Word2002 以下
- ・Microsoft Excel2002 以下
- ・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH形式のみ
※ ZIP等、他の圧縮形式は認めない。

ただし、申請書等の容量が3MBを超える場合は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注1）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。持参又は郵送等にて提出する場合は、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参、郵送等にて提出する場合は、提出書類は電子媒体（CD-ROM等）に5（2）の形式

で作成したファイルを記録したものを添付すること。

なお、郵送等で提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書等として送信すること。

①郵送等する旨の表示

②郵送等する書類の目録

F A X の提出を認めない

③郵送等する書類のページ数

④発送年月日

また、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参又は郵送等により提出し、提出書類は電子媒体（C D - R O M等）に5（2）の形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

・提出期間：別表②のとおり。

・提出先：3（14）①と同じ。

※ 注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

（3）技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、技術的所見を愛知国道事務所建設コンサルタント選定委員会において行う。

（4）競争参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書の提出期限日をもって行うものとする。なお、競争参加資格確認通知の日は、別表①の日を予定する。

（5）その他

①申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②分任支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認申請書を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された競争参加資格確認申請書は、返却しない。

④提出期限以降における競争参加資格確認申請書の差し替え及び再提出は認めない。

ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

⑤競争参加資格確認申請書に関する問い合わせ先 3.（14）①と同じ。

（6）競争参加資格確認申請書の作成及び記載上の留意事項

① 競争参加資格確認申請書内容の留意事項

競争参加資格確認申請書について、記載された事項以外の内容を含む申請書、又は書面及び書式に示された条件に適合しない資料等については申請書を無効とする場合があるので注意すること。

なお、競争参加確認申請書の様式は、様式－1～7（A4判）に示されるとおりである。

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
営業拠点の所在地	・競争参加資格確認申請書を提出する者は、中部地方整備局管内の営業拠点（本支店及び営業所等で配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を記載する。 ・記載様式は様式－３とする。
企業の業務実績	・競争参加資格確認申請書の提出者が過去に受注した業務実績について記載する。 ・４－２．（３）に規定する業務に関する実績を対象とする。 ・平成１２年度以降に完了した業務とする。 ・記載する件数は最大２件とする。 ・記載様式は様式－４とし、１件につき１枚以内に記載する。
配置予定管理技術者の経歴等	・配置予定の管理技術者について、資格・業務経験等について記載する。 保有資格の資格証等の写しを添付すること。 ・手持ち業務は平成２２年１１月２２日現在、国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものも含めて全て記載する。 手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者となっている５００万円以上の他の業務とし、本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と明記するものとし、参考見積金額を契約金額として記載する。 ・当該地域での業務実績について、記述している中部地方整備局管内で行った業務の実績を１件記載する。業務実績とは発注者の別、同種・類似などの業務種別に関わらず、当該地域で受託した全ての業務をいう。 ・記載様式は様式－５とする。 ・競争参加資格確認申請書の提出者と「直接的な雇用関係」にあることを証明する資料（様式自由）を添付すること。
配置予定管理技術者の同種又は類似業務等の実績	・配置予定の管理技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 ・平成１２年度以降に完了した業務とする。 ・記載する件数は最大２件とする。 ・競争参加資格確認申請書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名を記載すること。 ・記載様式は様式－６とし、１件につき１枚以内に記載する。
業務実施体制(１)	・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者などの技術協力を受けて業務を実施する場合

	は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式－７とする。
業務実施体制(2)	・配置予定の管理技術者を記載する。 ・競争参加資格確認申請書の提出者以外の企業に所属する者を担当技術者とする場合には、実施体制（１）の欄に企業名等と分担業務の内容を記載すること。 ・本業務に従事予定の担当技術者の人数を記入すること。 ・記載様式は様式－７とする。
実施方針・実施体制・実施フロー・工程表	・業務の実施方針、実施体制、実施フロー、工程表について簡潔に記載すること。 ・記載様式は様式－９、１０とし、１枚以内に記載すること。
評価テーマ	・入札説明書３．（４）に示した、評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したＣＧ、詳細図面等を用いることは認めない。 ・記載様式は様式－１１とし、１テーマにつき１枚以内に記載すること。

② 業務実績を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

入札参加希望者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

ただし、入札参加希望者及び配置予定管理技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（ＴＥＣＲＩＳ）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料の写しは提出する必要がない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、配置予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

③ 中立公平性が確認できる誓約書（様式自由）若しくは資料の写しを添付すること。

6. 競争参加資格確認の通知及び理由の説明

競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

- (1) 競争参加資格確認申請書を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格がないと認めた理由を付して通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、分任支出負担行為担当官中部地方整備局愛知国道事務所長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日(休日を含まない)以内に書面により行う。
- (4) 競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ・受付場所：3. (14) ①に同じ
 - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

7. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、文書(書式自由、ただし規格はA4判)により行うものとし、電子入札システムにより提出することとし、提出後電話で通知すること。なお、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名(過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。)を記載しないこと。このような質問があった場合には、公正な入札の確保が出来ないため、その者の行った入札を原則として無効とする。

紙入札方式の者は、持参又は電子メール(着信を確認すること。)により提出すること。なお、持参又は電子メールで提出する場合、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付先：3(14)①と同じ。

②質問の受付期間：別表③のとおり。

- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日(休日を含まない。)以内に電子入札システムにより回答するので確認すること。また、下記のとおり閲覧に供する。なお、紙入札者に対しては別途回答する。

①閲覧場所：愛知国道事務所 1階掲示板

②閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

8. 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 落札者を決定するための基準

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で

あること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とするところがある。

②落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

③上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

(2) 総合評価の方法

①評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

②価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(1－入札価格／予定価格)

価格評価点の配分点は30点とする。

③技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記1)、2)、3)、4)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

- 1) 予定技術者の経験及び能力
- 2) 実施方針等
- 3) 評価テーマに対する技術提案
- 4) 技術提案の履行確実性を評価する場合がある

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

【技術提案の履行確実性を評価する場合】

技術点合計＝(基本的事項評価点)＋(技術提案評価点)×(履行確実性評価に基づく履行確実性度)

【技術提案の履行確実性を評価しない場合】

技術点合計＝(基本的事項評価点)＋(技術提案評価点)

基本事項評価点＝基本事項評価点(技術者)

技術提案評価点＝技術提案に係る評価点

履行確実性に関する評価に基づく履行確実性度＝1.00～0

技術評価点＝(技術評価点の満点)×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

④技術評価点における評価基準

- 1) 予定管理技術者

- ・資格
 - ・専門技術力（同種及び類似業務の内容）
 - ・情報収集力
- 2）実施方針等
- ・業務の理解度
 - ・実施手順
- 3）評価テーマ
- ・的確性
 - ・実現性

（３）技術評価点を算出するための基準

技術提案書の内容について、評価項目、判断基準並びに評価のウエイトは以下のとおりとする。

①基本的事項評価（技術者）及び技術提案書について

評価項目	評価の着目点				評価のウエイト
	判断基準				
予定管理技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 以下のいずれかの資格を有する者 ・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門－建設） ・ 一級土木施工管理技士 ・ 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会一級技術者 ・ 発注者支援技術者（土木）Ⅰ種又はⅡ種又は（社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者 ② 以下のいずれかの資格を有する者 ・ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者	① 5 ② 3
		専門技術力	業務執行技術力 平成12年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績が2件ある。 ③ 類似業務の実績がある。	① 5 ② 3 ③ 1
		情報	地域精通	過去10年間の同種	下記の順位で評価する。 ① 愛知県内における同種又は類似業務実績があ

	収 集 力	度	又は類似 業務の当 該事務所 ・周辺で の業務実 績	る。 ② 中部地方整備局管内における同種又は類似業 務実績がある。	
実 施 方 針	業務理解度			業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優 位に評価する。	1 0
	実施体制			配置技術者の経験、資格、人数、代替要員の確保 など業務を遂行するうえで体制が確保されている 場合に優位に評価する。	2 0
評 価 テ ー マ に 対 する 技 術 提 案	全体	評価テーマの整 合性		評価テーマ間の整合性が高い場合に優位に評 価する。	5
	評 価 テ ー マ I	ミスを 防止す るため の方策	的確性	本業務においてミスを防止する方策について課題 や留意点等を十分に理解し、精度の高い設計書の 作成を行うための対応策が的確な場合に優位に評 価する。	1 0
			実現性	ミスを防止するための方策について必要なキー ワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されてい る場合に優位に評価する。	5
	評 価 テ ー マ II	業 務 量 が 集 中 す る 時 期 に お け る 履 行 体 制 の 確 保	的確性	本業務の集中する時期における履行体制の確保の 課題や留意点等を十分に理解し、工事発注を円滑 に行うための対応策が的確な場合に優位に評価す る。	1 0
			実現性	本業務の集中する時期における履行体制の確保に ついて必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方 法)が網羅されている場合に優位に評価する。	5

②技術提案の履行確実性に関する評価

②－１ 履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の３．に示す他、以下のとおりとする。

②－２ 履行確実性に関するヒアリング

１) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、所定の期間内に履行確実性に関するヒアリングを実施する場合がある。

実施場所：中部地方整備局 愛知国道事務所内

実施予定日：追加資料の提出期限から５日以内

時間：３０分程度

出席者：配置予定管理技術者及び増員担当技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で３名以内とする。

- 2) ヒアリングの日時、詳細な場所、留意事項等は、別途連絡する。
- 3) 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者には、開札後、速やかに「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施の可否について、電話で確認を行う。
- 4) 3)の実施が可能な者に対しては、技術提案書とは別に、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の2の資料を以下により提出を求める。

提出先：3.(14)②と同じ

提出期限：追加資料の提出要請日から3日以内の日

なお、提出要請時に改めて通知する。

提出方法：持参により3部提出すること。また同時に、追加提出資料の電子媒体（CD-R 1部）を提出すること。

- 5) 履行確実性に関する評価における資料の作成及び提出、履行確実性に関するヒアリングに係る費用（発注者側の経費は除く）は、入札者の負担とする。

(4) 技術提案に基づく業務

採用した提案内容に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

9. 技術提案に関するヒアリング

- (1) 以下のとおり配置予定管理技術者に対して技術提案に関するヒアリングを行う。

①実施期間：平成22年12月16日～平成22年12月17日

②技術提案に関するヒアリングの時間は別途通知する。

- (2) 技術提案に関するヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項について確認を行う。

①配置予定管理技術者の経歴について

②配置予定管理技術者の業務実績について

③業務の着眼点・実施方針について

④評価テーマについて

10. 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札書の受付期間

別表④のとおり。（紙入札の場合も同じ。）

- (2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により愛知県国道事務所経理課まで持参又は郵送等すること。

- (3) 開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

11. 入札方法等

- (1) 入札に当たっては、仕様書に示す内訳の「基準単価」の金額を記載すること。落札決

定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（未満は端数処理しないものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

他の単価は、「基準単価」を100として算出した単価比率により算出し、円未満端数を切り捨てた上で、当該金額の100分の105を各契約単価とする。

（2）入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

ただし、場合によっては3回目を執行することがある。

なお、やむを得ない場合を除き随意契約には移行しない。

1 2. 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金 免除

（2）契約保証金 免除

1 3. 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、（電子入札システムにより提出した場合は、立ち会いは不要）入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

1 4. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格申請書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書、別冊中部地方整備局電子入札運用基準及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時に指名停止を受けているもの、その他開札の時に4. に掲げる要件のないものは、競争参加資格がない者に該当する。

また、入札参加者が、競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当する場合は入札を無効とする。

（1）技術提案書の記載内容または技術提案に関するヒアリングの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合。

- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
- ・実施方針（実施体制を含む）が0点の場合

（2）図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分含む）の交付を受けない者は、入札に参加することができない。

（3）履行確実性に関する評価

- ・履行確実性に関するヒアリングに応じない場合（履行確実性に関するヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む）及び開札後に追加資料の提出を求められた者が追加資料（履行確実性に関するヒアリングの当日に持参し、履行確実性に関するヒ

アリングの前までに提出する書面を含む）を提出期限までに提出しない場合等。（ただし、天災・事故・病気等、特別な場合は除く）

15. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の（１）から（４）について実施するものとする。なお、（１）及び（２）については、履行確実性の評価及び予決令第 86 条の調査に先立ち、実施の可否について確認を行うものとする。

（１）配置予定管理技術者の制限

配置予定管理技術者の制限について、次の１）及び２）を実施するものとする。なお、１）により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

- １）本業務の配置予定管理技術者としての要件を満足し、過去４年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７５点以上の業務における管理技術者としての経験を有し、過去４年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が７５点以上である技術者を、配置予定管理技術者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置管理技術者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。
- ２）本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が契約金額で２億円、件数で５件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。
 - ① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
 - ③ 過去４年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去４年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７５点以上である者
 - ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

（２）品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の直筆署名による品質証明書」を提出する。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の２名による連名の直筆署名とする。また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段及び低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と(1)①の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

16. 手続における交渉の有無 無

17. 契約書作成の要否

業務等委託契約書(単価契約)により、契約書を作成するものとする。

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

18. 支払条件

支払い条件については、下記を予定している。ただし、契約金額又は履行期間によって変更する場合がある。

前払金 無

支払回数 月1回以内

19. 火災保険付保の要否 否

20. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

(1) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を落札者決定の日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面(様式は自由)により求めることができる。

(2) 上記(1)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日は含まない。)以内に書面により行う。

(3) 受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

・受付場所：3. (14) ①と同じ

・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

21. 再苦情申立て

(1) 6. (3) 及び20. (2) の回答に不服がある者は、分任支出負担行為担当官から

の回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

（2）再苦情申し立ての受付窓口及び受付時間

①受付窓口 中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

電話 052-953-8113（直通）内線2114（2222・3120）

②受付時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

2.2. 関連情報を入手するための照会窓口

3. （14）②に同じ。

2.3. その他

（1）契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得、別冊中部地方整備局電子入札運用基準及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。

（3）競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格確認申請書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

（4）同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。

（5）本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は平成22年度に入札手続きを行う当該事務所発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、平成22年度に入札手続きを行う当該事務所発注工事に参加してはならない。

・「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとして参加することをいう。

・「資本面・人事面で関係がある者」とは、次の①又は②に該当するものをいう。

①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

②一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

（6）直接的雇用関係

予定管理技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

（7）競争参加資格確認申請書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

（8）提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。なお、提出された競争参加資格確

認申請書は競争参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。

- (9) 競争参加資格確認申請書の提出後において、原則として競争参加確認申請書に記載された内容の変更を認めない。また、競争参加資格確認申請書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (10) 電子入札システムは閉庁日を除く毎日、午前9時から午後6時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

電子入札施設管理センターホームページアドレス <http://www.e-bisc.go.jp>

- (11) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。

「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

- (12) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク TEL 03-3505-0514

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>

- ・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

各民間認証局に問い合わせること。

ただし、競争参加資格確認申請書提出、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、

3. (14) ①へ連絡すること。

- (13) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加出来なくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

- ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・競争参加資格確認申請書受付表（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）
- ・辞退届受付票
- ・日時変更通知書
- ・入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
- ・入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・決定通知書
- ・保留通知書
- ・取止め通知書

・再入札通知書

- (14) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争参加資格のある者として選定されるためには開札の日において一般競争（指名競争）参加資格申請書の認定を受けていなければならない。

なお、平成21・22年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を開札の日まで認定されていない場合、競争に参加する資格を有していない者のした入札に該当し、入札は無効とする。

別表

①	競争参加資格確認通知の日	平成２２年１２月１５日
②	競争参加資格確認申請書の提出期間	平成２２年１１月２４日から 平成２２年１２月 ８日までの 10 時 00 分から 16 時 00 分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	入札説明書の内容についての質問の受付期間	平成２２年１１月２４日から 平成２２年１２月１３日までの 10 時 00 分から 16 時 00 分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札書の受付期間	平成２２年１２月２２日 10 時 00 分から 平成２２年１２月２４日 16 時 00 分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成２２年１２月２７日 11 時 00 分 愛知国道事務所 入札室
⑥	技術提案に関するヒアリングの期間	平成２２年１２月１６日から 平成２２年１２月１７日まで
⑦	調査基準価格未満で入札した者に求める追加資料の提出期限	別途通知する ※追加資料は必ず持参すること。なおメール、FAX による提出は受理しない。
⑧	履行確実性に関するヒアリング	別途通知する